

災害時における文化財の救済と資料保存について

九州保健福祉大学

山内 利秋

1: 資料をまもる事を考える。

1. 博物館と地域社会の関係

博物館の存在の再確認

⇒博物館は独立した存在ではなく、社会との関係性の中で成立している。社会は博物館に何を期待しているのか？

社会との関係の中で「誰のための資料保存か」を再認識する必要性。

＜人々が、遍（あまね）く資料の持つ力を感じ取るため。＞ ※カ（ちから）：情報や感動といった、資料が持っている価値

⇒社会は、博物館の有する資料にどのような認識をもっているのか。

「我々」のモノと考えているか？ この問いに対する答えが最も明確なのが、災害時。

2. 神社の氏子・寺院の檀家

阪神淡路大震災では寺社のような象徴的な存在が地域社会でのコミュニティの紐帯として機能し、復興が極めて早かった。

人口減少時代となった21世紀においてもいまだ重要。⇒東日本大震災ではさらに明らか。被災地の多くで、民俗芸能が震災当年の夏には実施されていた。

地域社会における博物館・資料の象徴的意義

・資料の存在⇒少なくとも「我々」という共通意識の保持・形成をはかっている可能性。

・地域博物館の存在⇒地域住民にとって、博物館はこうした「我々に関わるモノ」を取り扱っている場。特に災害時などに再認識される。

2: 災害時における対応。

1. 動物園・水族館はどう対応したか

東日本大震災において、東北地方の博物館は大きな被害を受ける。⇒博物館は、どう対応してきたか？

迅速な活動をとったのは日本動物園・水族館協会。⇒水循環・飼料供給の問題があった。

震災翌日の3/12にFbを開設。⇒電話等にかわる情報交換手段として機能。飼料の供給と、安全な動物園・水族館への避難をはかる。アクアマリンふくしまは津波の直撃を受け、水槽の破壊、電源供給のストップ。外洋性魚類の多くが犠牲となった。

動物園・水族館の取組みは、博物館の他の分野を先取していたとも言える。

⇒迅速なレスキューが成功した背景

①動物園間での連携が構築・整備されていた。

→ブリーディングローン（繁殖貸与契約）等、種の保存に関わる動物園間での仕組みが機能。

②過去の地震による経験

→平成17(2005)年の福岡西方沖地震での福岡マリンワールドでの被害と対応。

③法人経営である事

→多くが会社法人であるために、自治体博物館のように市民の救援活動等に関与する事が少なく、自館の復旧に迅速に取り組めた。 など

2. 自然史系博物館の対応

①岩手県立博物館・大阪市立自然史博物館等の自治体博物館、国立科学博物館や大学研究室が中心となって資料を救出。

②分散処理：植物・昆虫等の標本類について、全国の博物館へ送付。※西日本自然史系博物館ネットワーク等

③学芸員・博物館ボランティアと一緒に保存・安定化処理と再整理が行われる。※宮崎県総合博物館も参加

④各地での展示に活用され、被災地の復旧状況を見計らって返送。

⑤令和2年球磨川水害等、以後の自然史系資料レスキューでの手本となる。

3. 歴史・民俗系博物館（あるいは美術館）の場合

歴史資料や美術品は個人所蔵が多く、これらは博物館にとって調査対象や展示等で借用する事がある資料でもある。⇒所在や取り扱いを理解している専門機関としての責任も。そのため、博物館の専門家は博物館所蔵に関わらず、市民の財産である資料を守らなければならないケースが災害時に発生する。

法律上の問題の発生

指定文化財は自治体で確認義務があるが、未指定は個人財産に関わる権利に抵触する恐れ（財産権の侵害、憲法第29条「財産権は、これを侵してはならない。」）があった。

指定された文化財だけを選択して救出出来るのか？→阪神淡路大震災の際にも問題。

事業の対象物として、国・地方の指定等の有無を問わないで、救出するという方針。

⇒東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要綱（平成23年3月30日、文化庁次長決定）

※熊本地震（2016）でもこの方針。

指定のみならず未指定も。

文化財保護法改正（H31/R1）において「文化財の活用（文化財保護活用地域計画等）」での「指定・未指定の区分に関わらない」動向。⇒文化審議会文化財分科会企画調査会での議論（H29）を確認すると、災害時の文化財保全が目的に含まれている事がわかる。

『保存活用大綱・保存活用地域計画・保存活用計画の指針』では対象とする「文化財」を「国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる」と定義。

（H31.3文化庁『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』p.1・2）

熊本地震では、文化庁が主となった熊本県被災文化財救援事業（熊本文化財レスキュー）が実施され、熊本被災史料レスキューネットワーク等の民間文化財レスキュー組織がこれに連携。

課題：情報が混乱しやすい。民間所在資料の所在情報流出の懸念。その結果県外のレスキュー組織との連携が限定的。

⇒南海トラフ地震が想定される一方、行政組織・民間組織が人的に限られる宮崎県では、東日本大震災時のような広域連携は必須。

3: 災害を想定して。

1. リスク管理の問題

災害を想定したBCP（業務継続計画）。

（コロナ禍もあり公共機関一般として策定・遂行、館単独ではどうか？）

『博物館における施設管理・リスクマネジメントガイドブック』（2007・2008年度版）

全国美術館会議『緊急時のための常備用資機材』（2017）

文化財防災センター『文化財防災マニュアルハンドブック』（2019～、動画もあり）

2. 災害を想定したアプローチ。

・IPMによる日常的なメンテナンスの重要性。

・ハザードマップや過去の災害履歴の確認（作成）

⇒国土交通省『重ねるハザードマップ』の利用：情報の予期しない拡散をある程度統制。

・早期再オープンにむけて⇒熊本地震の事例では、市民から迅速な再オープンが希求。

災害被災者の「心のケア」へのアプローチ。事前防災としての機能。

3. 災害時レスキューへの対応

組織間や担当者間での関係構築

周辺自治体との日常的な関係性。博物館等協議会への期待。⇒顔のみえる関係の構築。異動の多い自治体は特に。県教委主導の文化財担当者会⇒コロナ禍で開催されていない状況が続いた。市町村担当者の孤立を防ぐ必要性。保存・修復専門家へいかにつなげるか？⇒人的資源の限られる宮崎では重要な課題。

4. 災害の想定

他県の事例、災害時を想定したシミュレーションの実施など。

- ・神奈川県博物館協会は災害を想定して会員館持ち回りで防災担当を設定。協会での防災訓練を毎年度実施。⇒川崎市民ミュージアム浸水の際に活かされた。
- ・愛知県美は毎年同じ日に多様な災害を想定した危機管理対応訓練（シミュレーションミーティング）を実施。
- ※鹿児島県は『文化財保存活用大綱』にシミュレーションを明記。

5. 過去の経験・情報と技術の応用

- ・県内外での過去の災害での文化財被害・対応への理解。
⇒日常的なIPMメンテナンスは災害に対応する（熊本地震の事例）。
- ・災害を想定した基本的な資料保全技術の習得。⇒水損・破損等（専門ではない資料を扱わざるを得ない事も）。
- ・「自前のできる事」と「支援が必要な事」の明確化。⇒詳しい人につなげられるか。

6. 組織内での役割明確化・再確認

- ・『防災基本計画』『地域防災計画』には役割が明記されているものの、概略的な記述が多く再確認が必要。
⇒市町村直営館職員は避難所運営等が優先。指定管理館職員や会社法人はどこまで動けるか。
- ・災害時を想定した各自治体でのレスキュー体制確立。
⇒単一自治体のみならず、博物館等協議会・広域行政組織での活動も。
- ・民間所在資料も対象。
⇒資料ネット・ヘリマネ等の民間団体との協力（情報収集・私有財産権関与との関係から）。

4: シミュレーションしてみる。

DIG(Disaster Imagination Games : デイグ)

防衛庁（当時）防衛研究所と三重県によって構築された図上のシミュレーション訓練。⇒行政研修で行われる事が多い。

5: まとめ。

- ・災害対応については、実際の災害が発生するまでに準備していた以上の事はできない。
- ・他所の事例を知り、自らの組織・施設に適用させたアクション、さらにフィードバックしていく方法は、色々な分野に応用可能。
⇒コロナ対策
- ・シミュレーションは合意形成プロセスが見えやすい。特にリモート化で離れた組織とも行える。